



特集

Life traffic to keep in an area

地域で守る「生活交通」

市民タクシー事業がスタート



本市の生活交通の課題である「交通空白地域の解消」と、「利用が低迷している路線の改善」を目指し、市は「市民タクシー運行事業補助金」を新設しました。

この市民タクシーは、自宅と各地域(旧市町)にある医療機関・商業施設を結ぶ予約乗合タクシーのことで、自治振興区が主体となってタクシー事業者などに運行を依頼し、運行経費の5分の3以内の金額を市が補助します。一般的なタクシーより料金が安く、バスに比べて運行ルートやダイヤを利用者の都合にあわせやすいなどのメリットがあります。

公共交通のあり方の指針となる「市生活交通ネットワーク再編計画」では、利用者が少ない見直し対象路線を全体の52.5%と算出。過疎化が進む中、将来にわたって便利で効率的な移動手段を確保するために、地域でも「市民タクシー運行事業」の導入をはじめ、生活交通のあり方について一緒に考えてください。

※本市の生活交通は、事業者が運行する路線バスと、市が直接運行する市営バス(運行業務を事業者へ委託)、市が運行を依頼する廃止代替バス、地域生活バス、市街地循環バス、乗合タクシーがあります。

試験運行が好評！

13地区でスタート

市民タクシー運行事業は、①地域が主体となること、②無駄のない効率的な運行方法であること、③利用者の利便性を低下させないこと、を基本方針に制度をつくりました。

この制度の効果を確かめるため、昨年7月から12月までの6カ月間、市内8自治振興区14地区の協力を得て試験運行を実施。アンケートで、「今後も市民タクシーを利用したい」との回答が62%を占めるなど、継続を望む声が多数寄せられたことから、新たな制度として本年1月から7自治振興区13地区で運行がスタートしました。

地域主体で利便性が向上

これまでの生活交通路線は、移動手段の確保と交通空白地域の解消が大きな目的となっていたことから、多くの地域を一度の運行でカバーする運行ルートが多くなっており、乗車時間が長くなる傾向がありました。さらに、運行ルートやダイヤをいったん決めてしまうと、変更に必要な沿線地域の合意形成や国などへの手続きに時間を要するため、変更には時間と手間がかかっていました。

これに対して、市民タクシー運行事業は、地域住民に最も近い自治振興区

が主体となることで、地域の実情に応じて運行内容を自由に設定でき、変更が必要となった場合でもすぐに対応できます。また、利用者の細やかなニーズについても柔軟に対応できます。

自治振興区はまず、地域における生活交通の課題を把握し、必要に応じて利用者を募集し登録します。次に利用登録者のニーズに基づき、運行ルートやダイヤ、利用料や支払い方法などを協議し、「運行事業計画書」を作成します。この計画書に沿って、タクシー事業者と運行委託契約を締結し、自治振興区の運行依頼によりタクシー事業者が運行業務を行います。

無駄のない運行で経費節減

本市のほとんどの生活交通路線において、事業の採算が確保できないため、市が約2億2千万円の経費をかけて路線を維持しています。また、利用者の減少などで市の負担額は年々増加しています。

こうした中、市民タクシーは予約がある場合のみの運行となるため、効率的に運行でき無駄な経費が生じないのもメリットの一つです。市の試算では、既存の生活交通路線から市民タクシーに変更することで、市の負担額をこれまでの3分の1程度に圧縮できると見込んでいます。

市民タクシーの利用者負担は、試験

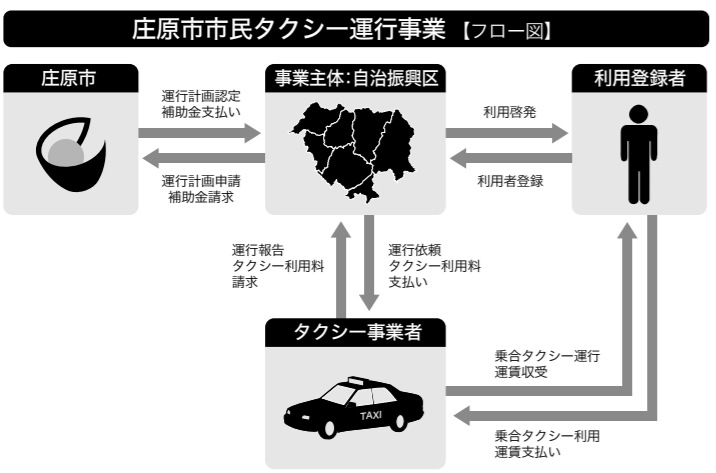
運行を踏まえ地域ごとに設定されており、これまでの生活交通に比べ若干増えたケースもあります。しかし、高齢化により、自宅から目的地までのドア・トゥ・ドアの戸口輸送の要望も増えており、「市民タクシーは自宅まで送迎してもらえるので便利。特に天候が悪いときや大きな荷物を持って移動するときなどは助かる」など利便性が向上したと好評です。

期待される効果

- 地域自ら運行ルート・ダイヤを設定できるため、利用者のニーズに確に対応できる。
- 地域の実情に応じて、運行方法の変更に迅速かつ柔軟に対応できる。
- 予約に応じて運行するため、無駄のない効率的な運行となり、運行経費が大幅に節減できる。
- 利用者の自宅から目的地までの最短ルートで結ばれ、利用者の利便性が向上する。
- 小型車両で運行するため、これまでバスの運行が困難だった道路幅員が狭い場所でも運行が可能となる。



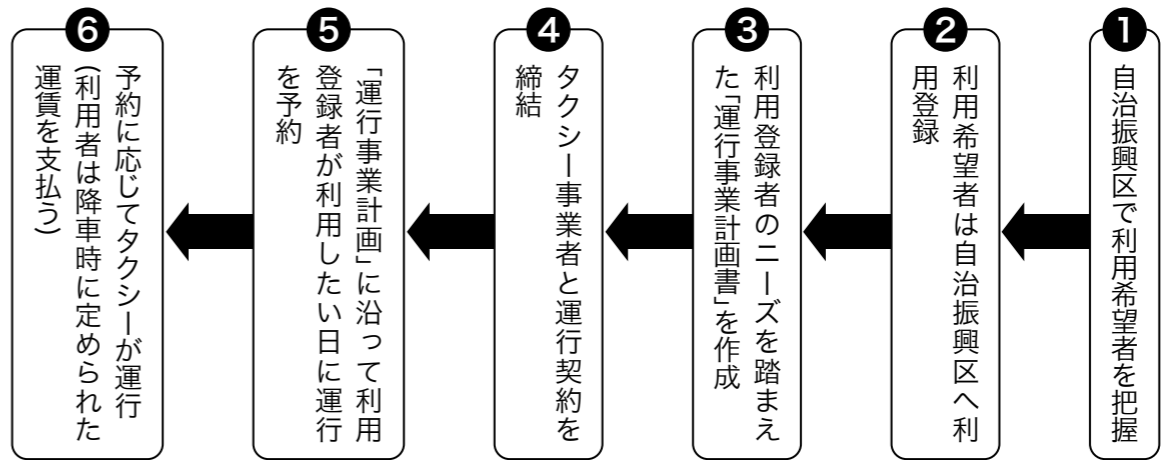
「目的地へ直接行ってもらえるので便利」と市民タクシーを利用する増田ミサエさん(濁川町)



市民タクシー事業の概要

- 1. 事業の要件**
自治振興区が事業主体となり、次の要件に該当する地区で事業が実施されます。ただし、すでに生活交通路線のある地区は、生活交通路線の見直しを行うことが前提となります。
① 最寄りの駅またはバスの乗降場所までの距離が1キロ以上離れた住居があること。
② 利用を希望する住民(利用登録者)が2人以上いること。
- 2. 事業の対象範囲**
① 利用登録者が、自宅などから各地域(旧1市6町の範囲内)にある医療機関・商業施設などへの移動手段としてタクシーを利用する場合。
② 1地区当たりの運行回数は、週2回を限度とする。
- 3. 補助金の内容**
① 事業に要したタクシー料金の5分の3以内の金額
② 事業計画策定などに必要な事務経費として年2万円
③ 運行に伴う事務経費として1回の運行につき500円
④ 事業実施初年度に限り、運行準備費として1万円

市民タクシーの利用方法



よくある質問?

Q 自治振興区の負担は大きくない?

補助事業を実施された場合、自治振興区には、主に次の事務が生じます。

- ① 運行ルート、運行ダイヤなどを定めた運行事業計画書の作成
 - ② 市への事業計画書、補助申請書、請求書などの提出
 - ③ 利用者との調整
 - ④ タクシー事業者との調整
- 試験運行を実施した際、市への事務書類をもっと簡素化できないかとの要望があり、なるべく事務作業に負担がかからない方法が選択できる内容となりました。また、通常の運行に係る調整などについては、事前に十分調整を行っておけば、それほど負担はかからないとの声をいただいています。

Q 週2回の運行で大丈夫?

市民タクシーの実証試験の実施に

際して、運行を協力いただいた地域の皆さんにアンケートを実施しましたが、生活交通をよく利用される方であっても、週に1回の利用、一般的に多い利用は月に1〜2回という結果でした。

市民タクシーは、地域において、運行日や運行ルートを決めていただけて週2回の運行をうまく利用いただければと考えています。例えば、第1週目は火曜日と金曜日、第2週目は月曜日と木曜日という運行も可能です。制度をうまく活用いただければ、週2回の運行であっても、利用者ニーズに的確に 대응することができると考えています。



予約の電話を受ける北自治振興センター

地域福祉の向上にも期待



北自治振興区長

住田 鉄也 さん

市民タクシーは、単なる移動手段の確保だけでなく、地域福祉の向上につながる原動力になると期待しています。

北自治振興区では、自治会長を中心に地域で話し合い、市の出前タクシーを利用して制度の理解を深め、3地区で運行を始めました。地域自らが利用者の要望を踏まえ、運行ルートを定め、その地域にあった運行ができるということが、これまでの生活交通路線との大きな違いで、非常に利用しやすい制度になっていきます。

現在、北自治振興区では、高齢者や障害者をはじめ誰もが地域で安心してずっと暮らしていけるよう、地域福祉の向上に力を入れており、

「声掛け・支えあい・助け合い」を呼びかけています。地域を見つめ、人を見つめていると、高齢で車の運転をやめた方、バス停までの歩行が困難になった方などがおられます。そういった時に、地域内で「市民タクシーに乗って、一緒に買い物や病院へ行こう」「自宅まで送迎してくれて便利だし、市の補助は6割で、しかもみんな乗り合わせたら利用料も割安になる」などと声を掛け合うことで、人のつながり、地域のきずなを高めることができます。そのことが地域福祉の向上につながると思いますし、良いチャンスをもたらすと喜んでいきます。

市民タクシーを推進します



市民生活課

竹内 良満 課長

市民タクシー運行事業は、自治振興区のご協力のもと試験運行し、地域住民や利用者からさまざまな声を寄せていただき、利用者の利便性を維持しつつ、効率的な運行を行う仕組みができたと思慮を感じています。

今後、高齢者世帯の増加に伴い、自宅から目的地までの戸口輸送の要望は、さらに増加すると予想しています。こうした状況を考えると、小集落などの小口需要に対応でき、自宅から目的地への運行が可能なら市民タクシーは、その必要性がますます高まってくるものと考えています。

この市民タクシーは、地域の課題

である移動手段の確保を、自治振興区が主体となって自ら考え実現できる、これまでにない新しい制度です。すでに市民タクシーを実施されている地域から「利用して初めてその便利さがわかった」との声もいただいています。地域の実情に合わせて制度をうまく活用することによって、利用者の皆さんに満足いただける生活交通が確保できます。

生活交通の確保は、いつまでも安心してこの地域で暮らしていただくために必要不可欠なものです。市としても積極的に制度の普及に努めていきますので、ぜひ出前タクシーをご利用いただき、市民タクシーの利用を地域でご検討ください。

問い合わせ

市民生活課生活安全係 ☎0824・73・1154 または各支所市民生活室